

## 高知学園短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン

### (目的)

高知学園短期大学（以下「本学」という。）における公的研究費（科学研究費補助金等資金配分機関の審査を経て研究費が助成される補助金）の取扱いに関して、文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に則り、本学の適正な運営及び管理を確保するために以下をガイドラインとして制定する。

### 第1節 機関内の責任体系の明確化

本学の公的研究費を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者等を置く。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。最高管理責任者は、本ガイドラインに関連する規程及び規則等を周知するとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に対して公的研究費の運営及び管理が行えるよう、リーダーシップを発揮し、適切な措置を講じなければならない。また、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、事務局長をもって充てる。統括管理責任者は、不正防止対策の基本方針に基づき、短期大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、公的研究費等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つものとし、研究に関する不正防止委員長をもって充てる。さらに、コンプライアンス推進副責任者も置く。コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の役割を補佐するものとし、研究に関する不正防止委員会（以下「不正防止委員会」という。）メンバーをもって充てる。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、次の役割を行う。
  - ・全学科における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
  - ・不正防止を図るため、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員（以下「構成員」とする。）に対し、コンプライアンス教育を実施し、理解度の把握、受講状況の管理監督を実施する。
  - ・構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリング

し、必要に応じて改善を指導する。

## 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

### (1) ルールの明確化・統一化

研究者・事務職員に対し、説明会を開催し本学「科学研究費補助金事務取扱要領」及び、関連する学内諸規程（就業規則・組織規程・旅費規程・会計規程等財務関係諸規則）の周知徹底を図る。

事務処理手続きに関する機関内外からの相談窓口を設置し、事務局庶務課がその業務を行う。

### (2) 職務権限の明確化

研究費の管理及び執行に係る諸手続きについては、本学「科学研究費補助金事務取扱要領」及び、関連する学内諸規程（就業規則・組織規程・旅費規程・会計規程等財務関係諸規則）によるところとする。

研究者と事務職員の権限と責任について理解の共有に努める。

ルールと運用の実態が乖離していないか常に見直しを行う。

### (3) 関係者の意識向上

不正防止委員会において、次の観点による「行動規範」を策定する。

研究者は研究者個人の発想に基づき提案され採択された研究課題であっても、財源は公的資金であり、機関管理の必要性の原則を認知し、研究を遂行する責務を負う。

事務職員は、公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行の支援を目指し適正な事務処理を遂行する責務を負う。

コンプライアンス推進責任者は、不正使用を防止するため、毎事業年度に公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施する。構成員は、コンプライアンス教育を受講の機会に、下記が記載された誓約書（別紙1）を提出しなければならない。

- ・ 本学の規則等を遵守すること
- ・ 不正を行わないこと
- ・ 規則等に違反して、不正を行った場合は、本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること

### (4) 調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

不正行為に関する調査及び懲戒の根拠規程の整備について、不正防止委員会で検討する。

## 第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正防止委員会を「不正防止計画推進部署」とする。不正防止委員会は、不正防止計画の推進のため、次に掲げる業務を行う。

- ・ 公的研究費の運営管理に係る実態の把握・検証に関すること
- ・ 機関全体の観点から、不正防止のための具体的な対策を不正防止計画として策定・実施し、実施状況を確認すること
- ・ 関係部局等と協力し、不正発生要因に対する改善策を講ずること
- ・ 行動規範の策定等に関すること
- ・ その他不正防止計画の推進にあたり、必要な事項に関すること

#### 第4節 研究費の適正な運営・管理活動

統括管理責任者及び事務局庶務課は、次の観点から公的研究費等を適正に運営・管理する。

- (1) 予算の執行状況を一定期間毎に把握し、当初計画と比較し著しい遅れがある場合は、研究計画の遂行に支障がないか研究者と協議検証する。
- (2) 発注段階で支出財源及び、予算科目の特定を適切に行う。
- (3) 物品の発注及び納品検収は、「公的研究費による物品購入手続一覧（別紙2、別紙3）」により取り扱う。
- (4) 非常勤雇用者の雇い入れ及び、勤務状況の確認は事務局庶務課が行う。
- (5) 研究者の出張計画の実行状況を把握するため、領収書等証拠書類の提出を求め、出張報告書により内容を確認する。
- (6) 不正な取引に関与した業者は、原則として本学との取引を停止する。統括管理責任者は、業者等に本学の規則等を説明し、一定の取引実績や本学におけるリスク要因及び実効性を考慮した上で、次の事項が記載された誓約書（別紙4）の提出を求める。
  - ・ 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
  - ・ 内部監査、その他の調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
  - ・ 不正が認められた場合は、いかなる処分を講じられても異議がないこと。
  - ・ 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には、通報すること。

#### 第5節 情報の伝達を確保する体制の確立

- (1) 事務局庶務課に機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。
- (2) 機関内外からの通報（告発）の窓口は、不正防止委員会とする。  
不正に係る情報が入った場合は、統括管理責任者を通じ、最高管理責任者へ情報を遅滞なく報告しなければならない。
- (3) 事務局庶務課は、研修会・説明会を通じ研究者及び事務職員に対して公的研究費のルールへの浸透に努めなければならない。

#### 第6節 モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを旨し、公的研究費の適正な管理のため、本学全体の視点からモニタリング及び監査体制を以下のとおりとする。

- (1) 最高管理責任者の直接的な指揮のもと、統括管理責任者は不正防止委員会及び、事務局庶務課員と連携し、経理的な側面及び、システムや業務の有効性、効率性の側面からモニタリング及び監査を実施する。
- (2) 監査報告の取りまとめ結果について、学内で周知を図り、不正発生要因や監査の重点項目について情報や意見交換を行い、効率的・効果的な監査の実施に努める。

#### 第7節 その他

このガイドラインは、平成19年11月6日から実施する。

このガイドラインの一部改正は、平成28年2月19日から実施する。